

# V 研修資料



## 研修資料 1 多様化するいじめの特徴

(特に配慮が必要な児童生徒へのいじめについて)

### 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ

#### 発達障害等の理解

自閉症スペクトラム障害 (ASD)、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) 等の発達障害のある児童生徒の場合、自己の興味関心へのこだわりが強いことや他者への配慮に欠けることがあり、集団になじめないなどの状況になっている場合があります。

このような児童生徒に対して、教職員は個に応じた配慮を行わない場合が少なくありません。しかしながら、将来、自立が困難であったり、社会とうまくかかわることが困難になる可能性が大きいことから、これらの児童生徒に対しては、個に応じた配慮が必要です。

#### いじめへの対応

教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行うことが必要です。

#### いじめの未然防止

発達障害やその傾向にある児童生徒が在籍する学級では、学級担任や教科担任は次の二つの視点での対応が求められます。

##### (1) 「個別支援 (個別指導)」に基づく対応

「つまずきやすい」児童生徒に対して、個に応じた助言や支援を行う、スモールステップや繰り返しによる学習で身に付けたことを、学校や家庭生活で実践できるように工夫するなど。

##### (2) 「集団指導」に基づく対応

「つまずきやすい」児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める、分かりやすい授業づくりを進めるなど。

## 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ

性同一性障害等に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。

### 学校における支援体制をつくる

性同一性障害等に係る児童生徒の支援は、組織的に取り組むことが重要です。学校内外にサポートチームをつくり、教職員による支援委員会や専門家を交えたケース会議等を適時開催しながら対応を進めます。また、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得ながら対応します。

### 性同一性障害等に関わる児童生徒のいじめの防止のために

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが支援の土台となります。また、性同一性障害等に係る児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、日頃より相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

## 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒に対するいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう注意深く見守り、必要な支援を行っています。

### 東日本大震災により被災した児童生徒に対するいじめ

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を理解し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

## ネットに関するいじめ

インターネットは利便性が高い一方、いじめの道具になってしまう場合もあります。暴力等の目に見える被害と違い、見えにくく、心理的、精神的な被害となるため、決して軽んじることがないように対応しなければなりません。

### ネットいじめの特徴

- 匿名性が高く、容易に書き込みができ、被害者にも加害者にもなりえます。
- ネットにアップされたデータは複製等が容易で、拡散が早く、完全に削除することは難しいです。そのため、いじめの影響が深く、長く残り続ける可能性があります。
- 児童生徒のネットの利用状況について、保護者や教職員による把握が難しく、ネット上で行われているいじめは気付きにくいです。

### 対応のポイント

通常がいじめと同様、組織対応することになりますが、上記で示した特徴から、より迅速かつ適切な対応が求められます。組織のメンバーの中に、ネットに詳しい人がいることが望ましいです。また、ネットいじめは全体像がつかみづらい場合もあり、内容をよく整理しながら確認をしましょう。

- 証拠保全：被害児童生徒からいじめの証拠となる情報を確認します。使用されたアプリ、アカウント等を基に事実確認を行います。確認した事項は、時系列で記録をして、画像データとして証拠保全をします。

### 【加害児童生徒が特定できている場合】

- 他人が「なりすまし」を行っていることもあるので、慎重に聞き取りをします。
- 加害児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、児童生徒の背景にも注意しながら指導します。
- 加害児童生徒の保護者に対する説明をするとともに、家庭における児童生徒の様子等の情報提供も依頼します。

### 【加害児童生徒が特定できていない場合】

- アンケートの内容、方法等を検討します。
- 学校全体、学年、クラスに対して、いじめは許されない行為であること、被害児童生徒のつらい気持ちや苦しみを理解させます。
- ネットいじめは「名誉毀損」や「侮辱」といった法律に抵触する可能性があることを説明し、理解させます。

- データの削除：児童生徒に対し、書き込んだ情報を削除させます。(大人が立ち会いのもと) 必要な場合、掲示板管理者やサイト管理者、プロバイダに対して削除を依頼します。
- 教育相談担当の教員やスクールカウンセラーを活用し、被害児童生徒の心のケアに努めます。

### 未然防止のために家庭でできること

- スマートフォンやPC等によるSNSの利用について家庭で話し合い、ルールやマナーに関する約束を決めておきます。
- 携帯電話会社に相談し、子供にとって好ましくないサイトへのアクセス制限についてフィルタリング設定を行います。
- 日頃から家庭での会話を増やし、子供がSNSを利用して何をしているのかを把握しておきます。